

令和7年(ワ)第1880号 共通義務確認請求事件

原告 特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道

被告 株式会社即決営業

証拠説明書(2)

令和7年12月25日

札幌地方裁判所民事第1部合議係 御中

被告訴訟代理人弁護士 篠原 一生

同 正田 琢也

同 高松 千在

号証	標 目 (原本・写しの別)		作 成 年月日	作成者	立証趣旨
乙1の3	乙第1号証 の1のカラー コピー	写し	令和6年9月 29日	被告	被告において、令和6年9月以降、本契約の締結に関して、クーリング・オフに関する記載のある契約書を使用していること等
乙1の4	乙第1号証 の2のカラー コピー	写し	令和7年2月 26日	被告	同上

以上

契 約 書

申 込 日	2024/9/29		
フリガナ			
お名前			
ご住所			
メールアドレス(PC)			
契約種別			
商品名・商品の種類	数 量	販 売 価 格(円)	
即決営業研修 初級・中級・上級	■		
即決営業32の極意 M・P・C	■		
即決値引き			
消費税			
①小計			
②頭金 (支払期日:)			
③残金 ①-②			
④分割手数料 (分割回数: ■ 回)			
⑤分割支払合計 ③+④			
⑥お支払総額 ②+③+④			
第1回目支払金			
第2回以降 支払金(× ■ 回)			
お支払期間			
お支払方法			
振込日(第1回目)			
振込先			
商品製造者名	株式会社即決営業		

※お振込みは上記口座までお願いします。なお、お振込み手数料はお申込者負担でお願いいたします。

開催日時 (商品引渡時期)	
参加人数	
特記事項	

--

- ・本サービスは、法人、または個人事業主、または開業準備中の方が対象となります。
- ・本契約書に記載されている内容を全て理解し契約しました。
- ・クーリングオフに関する条項を確認しました。

ご署名



株式会社即決営業
代表取締役 堀口龍介

〒556-0011 大阪府大阪市浪速区難波中2-1-7 なんば東ビル6F
TEL: 06-6630-8630 / E-mail: sokketsueigyosha@support-mail.jp
<http://sokketsueigyosha.com>

担当者:



第1条(役務提供の契約締結について)

- 1.申込者は、株式会社即決営業(以下、弊社)より商品、サービスを購入することに同意したものとします。
- 2.申込者は、本契約書を提出した時点で、本契約書の契約条件にある全ての条項を読んで理解し契約条件に同意したものとします。
- 3.本商品・サービスは、個人事業主(個人事業の開業準備中の方を含む)、法人の方を対象とし、自ら営む事業に利用するためのサービスであることを、双方同意した上で契約したものとします。

第2条(商品代金の支払について)

- 1.申込者は、弊社に対して以下の通りに商品代金を支払う事とします。
- 2.申込者は、本契約書に署名・提出頂いた時点で商品代金全額を支払う事とします。
- 3.申込者が商品代金を分割で支払う場合には、本契約書表面に記載された分割手数料を商品代金に加えて支払う事とします。
- 4.イベント中において、弊社より商品の特別価格が提示された場合には、イベント中に本契約書を提出しなければ、特別価格は有効にならない事とします。
- 5.支払方法に銀行振込、郵便振替を選択された場合は、振込手数料は申込者の負担とします。
- 6.クレジットカード決済を選択された場合は、弊社指定の決済代行会社の決済システムを利用する事とします。
- 7.分割払い契約の場合に、申込者が商品代金を支払期日に支払わなかった場合、未払金の金額が期限切れ及び未払いとなり、それ以降の請求を待たずして、申込者は直ちに全額支払わなければならないものとします。
- 8.イベント参加する際の会場までの交通費、宿泊費、食費は、申込者の負担とします。

第3条(遅延損害金について)

- 1.申込者が支払を遅滞したときには、支払期日の翌日から支払い日に至るまで年率14.6%(1年を365日とする日割り計算)を乗じた額の遅滞損害金を支払うものとします。

第4条(費用の負担について)

- 1.申込者から弊社への支払に要する送金手数料等は、申込者負担とします。
- 2.申込者の支払遅滞に対する弊社からの内容証明郵便の送付、銀行口座振替用紙の再送付、コンビニ支払用紙などを再送付したときは、各手続1回につき3万円(別途消費税)を限度として弊社が定める額を申込者は弊社に支払う事とします。
- 3.弊社が申込者自宅及び職場への訪問集金を実施した際には、申込者は訪問回収手数料として、訪問回収1回につき1万円(別途消費税)とそれにかかった実費交通費を弊社に支払う事とします。
- 4.弊社が申込者又は連帯保証人に対して支払い督促を実施した場合、申込者はそれに要した費用を弊社に支払わなければならない事とします。

第5条(解約について)

- 1.弊社は、申込者において弊社の研修等を受講されるにふさわしくない言動が認められた場合、申込者が弊社の業務を妨げた場合、弊社において天災地変等により予定した研修を提供できないことがあきらかとなった場合、その他弊社において正当な理由があると認める場合は、書面もしくはメールによって申込者に通知することで、本契約を解約することができる事とします。
- 2.弊社が本契約を解約した場合、申込者は弊社に支払った商品代金を利息や手数料なしで返金される権利のみを有する事とします。ただし、申込者の帰責事由による解約の場合には返金を請求することはできません。
- 3.契約解約によって申込者が負うこととなった代償・損失・損害については申込者の責任とし、弊社の責任は無いものとします。
- 4.弊社からの解約に関して、弊社は申込者に対して返金以上の法的責任は無い事とします。
- 5.申込者からの解約は、申込者において長期の疾病等により研修を受講できない等、当社の商品を利用することができないやむを得ない事情があることを弊社が確認した場合に限り可能とします。

第6条(返金について)

- 1.第5条に準拠した弊社から解約通知があった場合を除き、申込者は弊社に対して、申込時の手付金、預かり金、デポジット金を含む、いかなる返金も受ける権利は無い事とします。

第7条(契約の申込みの撤回(契約の解除)に関する事項について)

- 1.申込者のご都合により、研修・スクール・セミナー・ワークショップ・コンサルティング他、商品提供日時が確定している商品(以下イベント)をキャンセルされた場合は、申込者は弊社に書面でキャンセルの申し出をすることとします。
- 2.申込者からの書面以外でのキャンセル申し出は無効とします。
- 3.キャンセル確定時、申込者は弊社に下記のキャンセル料金を弊社に支払う事とします。
 - ・イベント開催日364日以内及び研修日程未定でのキャンセル申し出の場合は商品代金(消費税・分割手数料含む)の100%
 - ・イベント開催日365日前までのキャンセル申し出の場合は商品代金(消費税・分割手数料含む)の75%

第8条(開催場所と会場について)

- 1.イベントの開催日時、開催場所については、参加人数などの状況によって、弊社はメールもしくは電話によって申込者に通知することで、無条件で変更できる事とします。
- 2.講師の変更については、弊社は申込者に予告なく変更できる事とします。
- 3.イベントの開催場所・日時・講師が変更されたことによって、申込者が負うこととなった、いかなる代償・損失・損害については、申込者の責任とし、弊社の責任は無いものとします。

第9条(申込者欄について)

- 1.申込者は、有効なEメールアドレスおよび正確な連絡先が契約書に記載されていることを保証します。
- 2.申込者が有効なEメールアドレスおよび正確な連絡先を契約書に記載せず、弊社に提出しなかったために、弊社からの連絡が届かなかった場合、申込者の責任とし、弊社の責任は無いものとします。

第10条(不可抗力のイベント中止について)

- 1.本契約により予定されていたイベントの提供が、天災、不可避の事故、火災、停電、洪水、もしくはその他の災難、または弊社が直接力の及ばないいかなる出来事などにより妨げられた場合、セミナーの開催を中止・延期することがあります。そのような中止・延期の結果として申込者が負うこととなった、いかなる代償・損失・損害に関して、弊社の責任は無いものとし、申込者は弊社に対して損害賠償請求を行う権利はないものとします。

第11条(知的財産について)

- 1.イベントで使用されるすべての資料、動画、音声、知的財産に関わる権利、及びイベントを行った結果として生じたすべての知的財産に関わる権利はすべて弊社が有するものとします。
- 2.イベントで弊社から配布された資料、動画、音声、知的財産に関わる権利については、申込者は第三者へ譲渡、開示しない事とします。
- 3.申込者については、以下の行為、および類似する行為を禁じます。
 - a) 上記の資料、動画、音声、知的財産に関わる権利を変更すること。
 - b) イベントを録音、録画すること。
 - c) 知的財産や資料を第三者に対して販売または提供すること。

第12条(責任制限)

- 1.弊社は、申込者が本商品を購入したことに関わるいかなる損失や損害に関しても、弊社の責任は無いものとし、申込者は弊社に対して損害賠償請求を行う権利はないものとします。
- 2.申込者が、本商品を購入したことが理由で、利益、収益、収入、仕事、名声または信用を失い、もしくは同様に、期待していた貯金、機会または使用权を失った場合、弊社はそのいずれに関しても責任がないものとします。
- 3.セミナー参加の結果として申込者が負うことになったいかなる代償・損失・損害に関しても、弊社の責任は無いものとします。
- 4.イベント中のお客様同士のトラブル、荷物の紛失については、弊社の責任は無いものとします。申込者の自己責任とします。

第13条(イベントの強制退出について)

1. イベント受講中、受講終了後に関わらず、申込者が以下の項目に該当する場合、弊社は申込者をイベントから強制退出させる権利がある事とします。その際、弊社から申込者への商品代金の返金は無いものとします。

- a) 他の受講者、弊社関係者への迷惑となる行為。
- b) 進行を妨げる行為。
- c) イベントに対する批判・誹謗中傷等にあたる行為。
- d) 他の参加者に対する批判・誹謗中傷等にあたる行為。
- e) 本講座を通じた営利目的行為。
- f) 本講座に関連した営利目的行為。
- g) ネットワークビジネス及びその他の勧誘行為。
- h) 法律に違反する行為、または違反する恐れのある行為。

第14条(顧客情報の登録について)

- 1. 申込者は、本商品を購入する過程で必要とされる、正確で最新、完全な情報(以下、この全体を「顧客情報」と呼びます)を弊社に提供することを同意したものとします。
- 2. 申込者は、顧客情報を正確で最新、完全なものとし続けるために、それを維持及び更新することに同意し、協力するものとします。
- 3. 申込者によって提供された顧客情報(支払いのためのクレジットカード情報を含む)は、顧客アカウントの維持のために、弊社が保管・管理するものとします。
- 4. 弊社から申込者への連絡は、契約書に記載された住所・電話番号・Eメールアドレス宛てに行う事とします。
- 5. 申込者は、今回の購入および将来の購入の機会について、弊社が電話、Eメール、SMSまたはその他の方法により連絡することに同意します。

第15条(保証について)

- 1. 弊社が申込者に提供する商品の効果・表現や再現性には個人差があり、成果や効果を保証したものでは無いものとします。
- 2. 申込者は、本商品の購入・参加、またはイベントへの参加に対して下した決断の結果について、弊社の責任は無いものとし、申込者自身が全責任を負うことに同意します。
- 3. 本契約の決断の結果として申込者が負うこととなった、いかなる代償・損失・損害についても弊社の責任は無いものとします。
- 4. 研修を受講しても、商材販売に当てはめたセールスフレーズを申込者が完成させられなかった場合には、弊社からそれに対しての保証(以下保証再受講)として、無料で研修を再度受けることができます。
- 5. 申込者が保証再受講を受けたい場合は研修終了当日迄に弊社に申し出ることとし、それ以降の申し出は無効となります。
- 6. 保証再受講は弊社が指定する日程で行うこととします。

第16条(合意管轄裁判所について)

- 1. 本契約についての紛争が生じた場合、訴額の如何に関わらず、弊社の本社を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに、弊社及び申込者は同意するものとします。

第1条(商品購入契約締結について)

- 1.申込者は、株式会社即決営業(以下、弊社)より商品、サービスを購入することに同意したものとします。
- 2.申込者は、本契約書を提出した時点で、本契約書の契約条件にある全ての条項を読んで理解し契約条件に同意したものとします。
- 3.本商品・サービスは、個人事業主(個人事業の開業準備中の方を含む)、法人の方を対象とし、自営事業に利用するためのサービスであることを、双方同意した上で契約したものとします。

第2条(商品代金の支払について)

- 1.申込者は、弊社に対して以下の通りに商品代金を支払う事とします。
- 2.申込者は本契約書に署名・提出頂いた時点で商品代金全額を支払う事とします。
- 3.申込者が商品代金を分割で支払う場合には、本契約書表面に記載された分割手数料を商品代金に加えて支払う事とします。
- 4.イベント中において、弊社より商品の特別価格が提示された場合には、イベント中に本契約書を提出しなければ、特別価格は有効にならない事とします。
- 5.支払方法に銀行振込、郵便振替を選択された場合は、振込手数料は申込者の負担とします。
- 6.クレジットカード決済を選択された場合は、弊社指定の決済代行会社の決済システムを利用する事とします。
- 7.分割払い契約の場合に、申込者が商品代金を支払期日に支払わなかった場合、未払金の金額が期限切れ及び未払いとなり、それ以降の請求を待たずして、申込者は直ちに全額支払わなければならないものとします。

第3条(遅延損害金について)

- 1.申込者が支払を遅滞したときには、支払期日の翌日から支払い日に至るまで年率14.6%(1年を365日とする日割り計算)を乗じた額の遅滞損害金を支払うものとします。

第4条(費用の負担について)

- 1.申込者から弊社への支払に要する送金手数料等は、申込者負担とします。
- 2.申込者の支払遅滞に対する弊社からの内容証明郵便の送付、銀行口座振替用紙の再送付、コンビニ支払用紙などを再送付したときは、各手続1回につき3万円(別途消費税)を限度として弊社が定める額を申込者は弊社に支払う事とします。
- 3.弊社が申込者自宅及び職場への訪問集金を実施した際には、申込者は訪問回収手数料として、訪問回収1回につき1万円(別途消費税)とそれにかかった実費交通費を弊社に支払う事とします。
- 4.弊社が申込者又は連帯保証人に対して支払い督促を実施した場合、申込者はそれに要した費用を弊社に支払わなければならない事とします。

第5条(契約の申込みの撤回(契約の解除)に関する事項について)

- 1.申込者は弊社に対して、申込時の手付金、預かり金、デポジット金を含む、いかなる返金も受ける権利は無い事とします。

第6条(申込者欄について)

- 1.申込者は、有効なEメールアドレスおよび正確な連絡先が契約書に記載されていることを保証します。
- 2.申込者が有効なEメールアドレスおよび正確な連絡先を契約書に記載せず、弊社に提出しなかったために、弊社からの連絡が届かなかった場合、申込者の責任とし、弊社の責任は無いものとします。

第7条(知的財産について)

- 1.本商品に付帯される資料、動画、音声、知的財産に関わる権利はすべて弊社が有するものとし、申込者はこれらを第三者へ譲渡、開示しない事とします。
- 2.申込者については、以下の行為、および類似する行為を禁じます。
 - a)上記の資料、動画、音声、知的財産に関わる権利を複製すること。
 - b)上記の資料、動画、音声、知的財産に関わる権利を変更すること。
 - c)知的財産や資料を第三者に対して販売または提供すること。

第8条(責任制限について)

- 1.弊社は、申込者が本商品を購入したことに関わるいかなる損失や損害に関しても、弊社の責任は無いものとし、申込者は弊社に対して損害賠償請求を行う権利はないものとします。
- 2.申込者が、本商品を購入したことが理由で、利益、収益、収入、仕事、名声または信用を失い、もしくは同様に、期待していた貯金、機会または使用权を失った場合、弊社はそのいずれに関しても責任がないものとします。

第9条(申し込みの拒否について)

- 1.申込者が以下の項目に該当する場合、弊社は申込者からの申し込みを拒否することができます。
 - a)申込者が過去において弊社が提供するサービスに関する利用規約違反があった場合。
 - b)申込内容に虚偽などの不正行為があった場合。
 - c)その他、弊社が申込者に対して商品購入に不適切であると判断した場合。

第10条(顧客情報の登録について)

- 1.申込者は、本商品を購入する過程で必要とされる、正確で最新、完全な情報(以下、この全体を「顧客情報」と呼びます)を弊社に提供することを同意したものとします。
- 2.申込者は、顧客情報を正確で最新、完全なものとし続けるために、それを維持及び更新することに同意し、協力するものとします。
- 3.申込者によって提供された顧客情報(支払いのためのクレジットカード情報を含む)は、顧客アカウントの維持のために、弊社が保管・管理するものとします。
- 4.弊社から申込者への連絡は、契約書に記載された住所・電話番号・Eメールアドレス宛てに行う事とします。
- 5.申込者は、今回の購入および将来の購入の機会について、弊社が電話、Eメール、SMSまたはその他の方法により連絡することに同意します。

第11条(保証について)

- 1.弊社が申込者に提供する商品の効果・表現や再現性には個人差があり、成果や効果を保証したものでは無いものとします。
- 2.本契約の決断の結果として申込者が負うこととなった、いかなる代償・損失・損害についても弊社の責任は無いものとします。

第12条(合意管轄裁判所について)

- 1.本契約についての紛争が生じた場合、訴額の如何に関わらず、弊社の本社を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに、弊社及び申込者は同意するものとします。

第13条(責任限度について)

- 1.申込者が確認書の合意事項を破り、弊社に損害を与えた場合において、申込者が善意で重大な過失がないときでも、その商品の倍額(特典商品の場合は1つの商品につき百万円)を弊社に対し損害賠償責任を負うものとし、その損害額を超える部分については、それを加算して申込者は弊社に賠償して支払うものとします。

第14条(申込の遵守事項)

- 1.申込者は、本使用权の行使に際して、次の各項の履行を遵守します。
- 2.弊社のコンテンツに含まれる動画、写真、キャラクター、テンプレート、図柄、デザイン、レイアウト、など全ての内容をコピー、複製、再販、転売、譲渡、WEBへの公開、SNSへ公開をしないこととします。

第15条(知的財産権の取扱い)

- 1.弊社のコンテンツを参考に申込者が類似する発明、考案、意匠の創作(以下「発明等」という。)を行ったときは、直ちにその内容を弊社に通知することとします。

第16条(第三者による権利侵害)

- 1.申込者は、本使用权の実施にあたり、第三者がコンテンツの著作権及び権利を侵害する事実を発見したときは、速やかに弊社に通知するものとします。

第17条(再販・転売・譲渡について)

- 1.いかなる理由があつたとしても、コンテンツを再販・転売・譲渡しないことを申込者は弊社に約束することとします。
- 2.申込者が本条に違約し、弊社から購入したコンテンツを再販・転売・譲渡した場合には、申込者は違約金として商品価値の三倍を弊社に速やかに支払うものとします。
- 3.申込者が本条に違約し、弊社から無料特典として受諾したコンテンツを再販・転売・譲渡した場合には、申込者は違約金として1つの商品につき百万円を弊社に速やかに支払うものとします。

第18条(秘密保持)

1.弊社及び申込者は、本契約により相手方より開示を受けた相手方の情報について、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に開示又は漏洩してはならないものとします。但し、次の各号に該当する情報については、この限りではないものとします。

- (1)相手方から開示を受けた時点で既に公知であつた情報
- (2)相手方からの開示後に自らの帰責事由によらず公知となつた情報
- (3)第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
- (4)相手方から開示を受けた情報に依拠することなく自ら開発した情報
- (5)法令又は官公庁の命令により開示を強制される情報

第19条(反社会的勢力の排除)

- 1.弊社及び申込者は、それぞれ相手方に対し、本契約締結時において、自ら(法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者。)が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団その他反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたつても該当しないことを確約することとします。
- 2.弊社又は申込者の一方が前項の確約に反する事実が判明したとき、その相手方は、何らの催告もせずして、本契約を解除することができるものとします。
- 3.前項の規定により、本件契約を解除した場合には、解除した当事者はこれによる相手方の損害を賠償する責めを負わないものとします。
- 4.第2項の規定により、本件契約を解除した場合であっても、解除した当事者から相手方に対する損害賠償請求を妨げないものとします。

クーリングオフに関する条項

第1条 クーリングオフの適用条件

本契約に関しては、特定商取引法に基づく電話勧誘販売に該当するものとしてクーリングオフを行うことができます。

第2条 クーリングオフの期間

お客様は、契約日から起算して8日以内にクーリングオフを行うことができます。

クーリングオフ期間は、休日および祝日を含みます。

第3条 クーリングオフの通知方法

クーリングオフの意思表示は、書面または電子メールにて行うことができます。

書面で行う場合は、以下の住所に送付してください。

住所：大阪府大阪市浪速区難波中2-1-7 なんば東ビル5階 クーリングオフ係

電子メールで行う場合は、以下のメールアドレスに送信してください。

メールアドレス：sokketsueigyosupport-mail.jp

第4条 クーリングオフの手続き

クーリングオフの通知を受領した場合、当社は速やかにお客様に対して受領確認を行います。

クーリングオフが適用される場合、当社はお客様からの支払い済み金額を全額返金します。

返金は、通知受領日から14日以内にお客様指定の銀行口座に振り込みます。

商品が既にお手元にある場合、商品を以下の住所に返送してください。返送にかかる費用は当社が負担します。

住所：大阪府大阪市浪速区難波中2-1-7 なんば東ビル5階 返品係

第5条 クーリングオフの例外事項

以下の場合、クーリングオフは適用されません。

法人もしくは個人事業主の方（開業準備のために本契約を締結する場合も含む）」が、
営業のためにもしくは営業として契約を締結する場合

第6条 法的根拠の明記

クーリングオフに関する詳細は、特定商取引法第9条および第10条に基づきます。

契 約 書

申 込 日	2025/2/26		
フリガナ			
お名前			
ご住所			
メールアドレス(PC)			
契約種別			
商品名・商品の種類	数 量	販売価格(円)	
即決営業32の極意 M・P・C	■		
消費税			
①小計			
②頭金 (支払期日:)			
③残金 ①-②			
④分割手数料 (分割回数 ■ 回)			
⑤分割支払合計 ③+④			
⑥お支払総額 ②+③+④			
第1回目支払金			
第2回以降	支払金(× ■ 回)		
お支払期間			
お支払方法			
振込日(第1回目)			
振込先			
商品製造者名	株式会社即決営業		

※お振込みは上記口座までお願いします。なお、お振込み手数料はお申込者負担でお願いいたします。

開催日時 (商品引渡時期)	
参加人数	
特記事項	

・本サービスは、法人、または個人事業主、または開業準備中の方が対象となります。
・本契約書に記載されている内容を全て理解し契約しました。
・クーリングオフに関する条項を確認しました。

ご署名 

株式会社即決営業
代表取締役 堀口龍介

〒556-0011 大阪府大阪市浪速区難波中2-1-7 なんば東ビル6F
TEL: 06-6630-8630 / E-mail: sokketsueigyosupport@mail.jp
<http://sokketsueigyosupport.com>

担当者: 立見

第1条(役務提供の契約締結について)

- 1.申込者は、株式会社即決営業(以下、弊社)より商品、サービスを購入することに同意したものとします。
- 2.申込者は、本契約書を提出した時点で、本契約書の契約条件にある全ての条項を読んで理解し契約条件に同意したものとします。
- 3.本商品・サービスは、個人事業主(個人事業の開業準備中の方を含む)、法人の方を対象とし、自営事業に利用するためのサービスであることを、双方同意した上で契約したものとします。

第2条(商品代金の支払について)

- 1.申込者は、弊社に対して以下の通りに商品代金を支払う事とします。
- 2.申込者は、本契約書に署名・提出頂いた時点で商品代金全額を支払う事とします。
- 3.申込者が商品代金を分割で支払う場合には、本契約書表面に記載された分割手数料を商品代金に加えて支払う事とします。
- 4.イベント中において、弊社より商品の特別価格が提示された場合には、イベント中に本契約書を提出しなければ、特別価格は有効にならない事とします。
- 5.支払方法に銀行振込、郵便振替を選択された場合は、振込手数料は申込者の負担とします。
- 6.クレジットカード決済を選択された場合は、弊社指定の決済代行会社の決済システムを利用する事とします。
- 7.分割払い契約の場合に、申込者が商品代金を支払期日に支払わなかった場合、未払金の金額が期限切れ及び未払いとなり、それ以降の請求を待たずして、申込者は直ちに全額支払わなければならないものとします。
- 8.イベント参加する際の会場までの交通費、宿泊費、食費は、申込者の負担とします。

第3条(遅延損害金について)

- 1.申込者が支払を遅滞したときには、支払期日の翌日から支払い日に至るまで年率14.6%(1年を365日とする日割り計算)を乗じた額の遅滞損害金を支払うものとします。

第4条(費用の負担について)

- 1.申込者から弊社への支払に要する送金手数料等は、申込者負担とします。
- 2.申込者の支払遅滞に対する弊社からの内容証明郵便の送付、銀行口座振替用紙の再送付、コンビニ支払用紙などを再送付したときは、各手続1回につき3万円(別途消費税)を限度として弊社が定める額を申込者は弊社に支払う事とします。
- 3.弊社が申込者自宅及び職場への訪問集金を実施した際には、申込者は訪問回収手数料として、訪問回収1回につき1万円(別途消費税)とそれにかかった実費交通費を弊社に支払う事とします。
- 4.弊社が申込者又は連帯保証人に対して支払い督促を実施した場合、申込者はそれに要した費用を弊社に支払わなければならない事とします。

第5条(解約について)

- 1.弊社は、申込者において弊社の研修等を受講されるにふさわしくない言動が認められた場合、申込者が弊社の業務を妨げた場合、弊社において天災地変等により予定した研修を提供できないことがあきらかとなった場合、その他弊社において正当な理由があると認める場合は、書面もしくはメールによって申込者に通知することで、本契約を解約することができる事とします。
- 2.弊社が本契約を解約した場合、申込者は弊社に支払った商品代金を利息や手数料なしで返金される権利のみを有する事とします。ただし、申込者の帰責事由による解約の場合には返金を請求することはできません。
- 3.契約解約によって申込者が負うこととなった代償・損失・損害については申込者の責任とし、弊社の責任は無いものとします。
- 4.弊社からの解約に関して、弊社は申込者に対して返金以上の法的責任は無い事とします。
- 5.申込者からの解約は、申込者において長期の疾病等により研修を受講できない等、当社の商品を利用することができないやむを得ない事情があることを弊社が確認した場合に限り可能とします。

第6条(返金について)

- 1.第5条に準拠した弊社から解約通知があった場合を除き、申込者は弊社に対して、申込時の手付金、預かり金、デポジット金を含む、いかなる返金も受ける権利は無い事とします。

第7条(契約の申込みの撤回(契約の解除)に関する事項について)

- 1.申込者のご都合により、研修・スクール・セミナー・ワークショップ・コンサルティング他、商品提供日時が確定している商品(以下イベント)をキャンセルされた場合は、申込者は弊社に書面でキャンセルの申し出をすることとします。
- 2.申込者からの書面以外でのキャンセル申し出は無効とします。
- 3.キャンセル確定時、申込者は弊社に下記のキャンセル料金を弊社に支払う事とします。
 - ・イベント開催日364日以内及び研修日程未定でのキャンセル申し出の場合は商品代金(消費税・分割手数料含む)の100%
 - ・イベント開催日365日前までのキャンセル申し出の場合は商品代金(消費税・分割手数料含む)の75%

第8条(開催場所と会場について)

- 1.イベントの開催日時、開催場所については、参加人数などの状況によって、弊社はメールもしくは電話によって申込者に通知することで、無条件で変更できる事とします。
- 2.講師の変更については、弊社は申込者に予告なく変更できる事とします。
- 3.イベントの開催場所・日時・講師が変更されたことによって、申込者が負うこととなった、いかなる代償・損失・損害については、申込者の責任とし、弊社の責任は無いものとします。

第9条(申込者欄について)

- 1.申込者は、有効なEメールアドレスおよび正確な連絡先が契約書に記載されていることを保証します。
- 2.申込者が有効なEメールアドレスおよび正確な連絡先を契約書に記載せず、弊社に提出しなかったために、弊社からの連絡が届かなかった場合、申込者の責任とし、弊社の責任は無いものとします。

第10条(不可抗力のイベント中止について)

- 1.本契約により予定されていたイベントの提供が、天災、不可避の事故、火災、停電、洪水、もしくはその他の災難、または弊社が直接力の及ばないいかなる出来事などにより妨げられた場合、セミナーの開催を中止・延期することがあります。そのような中止・延期の結果として申込者が負うこととなった、いかなる代償・損失・損害に関して、弊社の責任は無いものとし、申込者は弊社に対して損害賠償請求を行う権利はないものとします。

第11条(知的財産について)

- 1.イベントで使用されるすべての資料、動画、音声、知的財産に関わる権利、及びイベントを行った結果として生じたすべての知的財産に関わる権利はすべて弊社が有するものとします。
- 2.イベントで弊社から配布された資料、動画、音声、知的財産に関わる権利については、申込者は第三者へ譲渡、開示しない事とします。
- 3.申込者については、以下の行為、および類似する行為を禁じます。
 - a) 上記の資料、動画、音声、知的財産に関わる権利を変更すること。
 - b) イベントを録音、録画すること。
 - c) 知的財産や資料を第三者に対して販売または提供すること。

第12条(責任制限)

- 1.弊社は、申込者が本商品を購入したことに関わるいかなる損失や損害に関しても、弊社の責任は無いものとし、申込者は弊社に対して損害賠償請求を行う権利はないものとします。
- 2.申込者が、本商品を購入したことが理由で、利益、収益、収入、仕事、名声または信用を失い、もしくは同様に、期待していた貯金、機会または使用权を失った場合、弊社はそのいずれに関しても責任がないものとします。
- 3.セミナー参加の結果として申込者が負うことになったいかなる代償・損失・損害に関しても、弊社の責任は無いものとします。
- 4.イベント中のお客様同士のトラブル、荷物の紛失については、弊社の責任は無いものとします。申込者の自己責任とします。

第13条(イベントの強制退出について)

1. イベント受講中、受講終了後に関わらず、申込者が以下の項目に該当する場合、弊社は申込者をイベントから強制退出させる権利がある事とします。その際、弊社から申込者への商品代金の返金はありません。

- a) 他の受講者、弊社関係者への迷惑となる行為。
- b) 進捗を妨げる行為。
- c) イベントに対する批判・誹謗中傷等にあたる行為。
- d) 他の参加者に対する批判・誹謗中傷等にあたる行為。
- e) 本講座を通じた営利目的行為。
- f) 本講座に関連した営利目的行為。
- g) ネットワークビジネス及びその他の勧誘行為。
- h) 法律に違反する行為、または違反する恐れのある行為。

第14条(顧客情報の登録について)

- 1. 申込者は、本商品を購入する過程で必要とされる、正確で最新、完全な情報(以下、この全体を「顧客情報」と呼びます)を弊社に提供することを同意したものとします。
- 2. 申込者は、顧客情報を正確で最新、完全なものとし続けるために、それを維持及び更新することに同意し、協力するものとします。
- 3. 申込者によって提供された顧客情報(支払いのためのクレジットカード情報を含む)は、顧客アカウントの維持のために、弊社が保管・管理するものとします。
- 4. 弊社から申込者への連絡は、契約書に記載された住所・電話番号・Eメールアドレス宛てに行う事とします。
- 5. 申込者は、今回の購入および将来の購入の機会について、弊社が電話、Eメール、SMSまたはその他の方法により連絡することに同意します。

第15条(保証について)

- 1. 弊社が申込者に提供する商品の効果・表現や再現性には個人差があり、成果や効果を保証したものでは無いものとします。
- 2. 申込者は、本商品の購入・参加、またはイベントへの参加に対して下した決断の結果について、弊社の責任は無いものとし、申込者自身が全責任を負うことに同意します。
- 3. 本契約の決断の結果として申込者が負うこととなった、いかなる代償・損失・損害についても弊社の責任は無いものとします。
- 4. 研修を受講しても、商材販売に当てはめたセールスフレーズを申込者が完成させられなかった場合には、弊社からそれに対しての保証(以下保証再受講)として、無料で研修を再度受けることができます。
- 5. 申込者が保証再受講を受けたい場合は研修終了当日迄に弊社に申し出ることとし、それ以降の申し出は無効となります。
- 6. 保証再受講は弊社が指定する日程で行うこととします。

第16条(合意管轄裁判所について)

- 1. 本契約についての紛争が生じた場合、訴額の如何に関わらず、弊社の本社を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに、弊社及び申込者は同意するものとします。

第1条(商品購入契約締結について)

- 1.申込者は、株式会社即決営業(以下、弊社)より商品、サービスを購入することに同意したものとします。
- 2.申込者は、本契約書を提出した時点で、本契約書の契約条件にある全ての条項を読んで理解し契約条件に同意したものとします。
- 3.本商品・サービスは、個人事業主(個人事業の開業準備中の方を含む)、法人の方を対象とし、自ら営む事業に利用するためのサービスであることを、双方同意した上で契約したものとします。

第2条(商品代金の支払について)

- 1.申込者は、弊社に対して以下の通りに商品代金を支払う事とします。
- 2.申込者は本契約書に署名・提出頂いた時点で商品代金全額を支払う事とします。
- 3.申込者が商品代金を分割で支払う場合には、本契約書表面に記載された分割手数料を商品代金に加えて支払う事とします。
- 4.イベント中において、弊社より商品の特別価格が提示された場合には、イベント中に本契約書を提出しなければ、特別価格は有効にならない事とします。
- 5.支払方法に銀行振込、郵便振替を選択された場合は、振込手数料は申込者の負担とします。
- 6.クレジットカード決済を選択された場合は、弊社指定の決済代行会社の決済システムを利用する事とします。
- 7.分割払い契約の場合に、申込者が商品代金を支払期日に支払わなかった場合、未払金の金額が期限切れ及び未払いとなり、それ以降の請求を待たずして、申込者は直ちに全額支払わなければならないものとします。

第3条(遅延損害金について)

- 1.申込者が支払を遅滞したときには、支払期日の翌日から支払い日に至るまで年率14.6%(1年を365日とする日割り計算)を乗じた額の遅滞損害金を支払うものとします。

第4条(費用の負担について)

- 1.申込者から弊社への支払に要する送金手数料等は、申込者負担とします。
- 2.申込者の支払遅滞に対する弊社からの内容証明郵便の送付、銀行口座振替用紙の再送付、コンビニ支払用紙などを再送付したときは、各手続1回につき3万円(別途消費税)を限度として弊社が定める額を申込者は弊社に支払う事とします。
- 3.弊社が申込者自宅及び職場への訪問集金を実施した際には、申込者は訪問回収手数料として、訪問回収1回につき1万円(別途消費税)とそれにかかった実費交通費を弊社に支払う事とします。
- 4.弊社が申込者又は連帯保証人に対して支払い督促を実施した場合、申込者はそれに要した費用を弊社に支払わなければならない事とします。

第5条(契約の申込みの撤回(契約の解除)に関する事項について)

- 1.申込者は弊社に対して、申込時の手付金、預かり金、デポジット金を含む、いかなる返金も受ける権利は無い事とします。

第6条(申込者欄について)

- 1.申込者は、有効なEメールアドレスおよび正確な連絡先が契約書に記載されていることを保証します。
- 2.申込者が有効なEメールアドレスおよび正確な連絡先を契約書に記載せず、弊社に提出しなかったために、弊社からの連絡が届かなかった場合、申込者の責任とし、弊社の責任は無いものとします。

第7条(知的財産について)

- 1.本商品に付帯される資料、動画、音声、知的財産に関わる権利はすべて弊社が有するものとし、申込者はこれらを第三者へ譲渡、開示しない事とします。
- 2.申込者については、以下の行為、および類似する行為を禁じます。
 - a)上記の資料、動画、音声、知的財産に関わる権利を複製すること。
 - b)上記の資料、動画、音声、知的財産に関わる権利を変更すること。
 - c)知的財産や資料を第三者に対して販売または提供すること。

第8条(責任制限について)

- 1.弊社は、申込者が本商品を購入したことに関わるいかなる損失や損害に関しても、弊社の責任は無いものとし、申込者は弊社に対して損害賠償請求を行う権利はないものとします。
- 2.申込者が、本商品を購入したことが理由で、利益、収益、収入、仕事、名声または信用を失い、もしくは同様に、期待していた貯金、機会または使用权を失った場合、弊社はそのいずれに関しても責任がないものとします。

第9条(申し込みの拒否について)

- 1.申込者が以下の項目に該当する場合、弊社は申込者からの申し込みを拒否することができます。
 - a)申込者が過去において弊社が提供するサービスに関する利用規約違反があった場合。
 - b)申込内容に虚偽などの不正行為があった場合。
 - c)その他、弊社が申込者に対して商品購入に不適切であると判断した場合。

第10条(顧客情報の登録について)

- 1.申込者は、本商品を購入する過程で必要とされる、正確で最新、完全な情報(以下、この全体を「顧客情報」と呼びます)を弊社に提供することを同意したものとします。
- 2.申込者は、顧客情報を正確で最新、完全なものとし続けるために、それを維持及び更新することに同意し、協力するものとします。
- 3.申込者によって提供された顧客情報(支払いのためのクレジットカード情報を含む)は、顧客アカウントの維持のために、弊社が保管・管理するものとします。
- 4.弊社から申込者への連絡は、契約書に記載された住所・電話番号・Eメールアドレス宛てに行う事とします。
- 5.申込者は、今回の購入および将来の購入の機会について、弊社が電話、Eメール、SMSまたはその他の方法により連絡することに同意します。

第11条(保証について)

- 1.弊社が申込者に提供する商品の効果・表現や再現性には個人差があり、成果や効果を保証したものでは無いものとします。
- 2.本契約の決断の結果として申込者が負うこととなった、いかなる代償・損失・損害についても弊社の責任は無いものとします。

第12条(合意管轄裁判所について)

- 1.本契約についての紛争が生じた場合、訴額の如何に関わらず、弊社の本社を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに、弊社及び申込者は同意するものとします。

第13条(責任限度について)

- 1.申込者が確認書の合意事項を破り、弊社に損害を与えた場合において、申込者が善意で重大な過失がないときでも、その商品の倍額(特典商品の場合は1つの商品につき百万円)を弊社に対し損害賠償責任を負うものとし、その損害額を超える部分については、それを加算して申込者は弊社に賠償して支払うものとします。

第14条(申込の遵守事項)

- 1.申込者は、本使用権の行使に際して、次の各項の履行を遵守します。
- 2.弊社のコンテンツに含まれる動画、写真、キャラクター、テンプレート、図柄、デザイン、レイアウト、など全ての内容をコピー、複製、再販、転売、譲渡、WEBへの公開、SNSへ公開をしないこととします。

第15条(知的財産権の取扱い)

- 1.弊社のコンテンツを参考に申込者が類似する発明、考案、意匠の創作(以下「発明等」という。)を行ったときは、直ちにその内容を弊社に通知することとします。

第16条(第三者による権利侵害)

- 1.申込者は、本使用権の実施にあたり、第三者がコンテンツの著作権及び権利を侵害する事実を発見したときは、速やかに弊社に通知するものとします。

第17条(再販・転売・譲渡について)

- 1.いかなる理由があつたとしても、コンテンツを再販・転売・譲渡しないことを申込者は弊社に約束することとします。
- 2.申込者が本条に違約し、弊社から購入したコンテンツを再販・転売・譲渡した場合には、申込者は違約金として商品価値の三倍を弊社に速やかに支払うものとします。
- 3.申込者が本条に違約し、弊社から無料特典として受諾したコンテンツを再販・転売・譲渡した場合には、申込者は違約金として1つの商品につき百万円を弊社に速やかに支払うものとします。

第18条(秘密保持)

- 1.弊社及び申込者は、本契約により相手方より開示を受けた相手方の情報について、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に開示又は漏洩してはならないものとします。但し、次の各号に該当する情報については、この限りではないものとします。
 - (1)相手方から開示を受けた時点で既に公知であつた情報
 - (2)相手方からの開示後に自らの帰責事由によらず公知となつた情報
 - (3)第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
 - (4)相手方から開示を受けた情報に依拠することなく自ら開発した情報
 - (5)法令又は官公庁の命令により開示を強制される情報

第19条(反社会的勢力の排除)

- 1.弊社及び申込者は、それぞれ相手方に対し、本契約締結時において、自ら(法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者。)が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団その他反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたつても該当しないことを確約することとします。
- 2.弊社又は申込者の一方が前項の確約に反する事実が判明したとき、その相手方は、何らの催告もせずして、本契約を解除することができるものとします。
- 3.前項の規定により、本件契約を解除した場合には、解除した当事者はこれによる相手方の損害を賠償する責めを負わないものとします。
- 4.第2項の規定により、本件契約を解除した場合であっても、解除した当事者から相手方に対する損害賠償請求を妨げないものとします。

クーリングオフに関する条項

第1条 クーリングオフの適用条件

本契約に関しては、特定商取引法に基づく電話勧誘販売に該当するものとしてクーリングオフを行うことができます。

第2条 クーリングオフの期間

お客様は、契約日から起算して8日以内にクーリングオフを行うことができます。

クーリングオフ期間は、休日および祝日を含みます。

第3条 クーリングオフの通知方法

クーリングオフの意思表示は、書面または電子メールにて行うことができます。

書面で行う場合は、以下の住所に送付してください。

住所：大阪府大阪市浪速区難波中2-1-7 なんば東ビル5階 クーリングオフ係

電子メールで行う場合は、以下のメールアドレスに送信してください。

メールアドレス：sokketsueigyo@support-mail.jp

第4条 クーリングオフの手続き

クーリングオフの通知を受領した場合、当社は速やかにお客様に対して受領確認を行います。

クーリングオフが適用される場合、当社はお客様からの支払い済み金額を全額返金します。

返金は、通知受領日から14日以内にお客様指定の銀行口座に振り込みます。

商品が既にお手元にある場合、商品を以下の住所に返送してください。返送にかかる費用は当社が負担します。

住所：大阪府大阪市浪速区難波中2-1-7 なんば東ビル5階 返品係

第5条 クーリングオフの例外事項

以下の場合、クーリングオフは適用されません。

法人もしくは個人事業主の方（開業準備のために本契約を締結する場合も含む）」が、
営業のためにもしくは営業として契約を締結する場合

第6条 法的根拠の明記

クーリングオフに関する詳細は、特定商取引法第9条および第10条に基づきます。